

令和8年3月2日提出

今治市議会定例会（第2回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案番号	件名	ページ
4	令和7年度 今治市一般会計補正予算（第8号）	別冊
5	令和7年度 今治市船舶交通特別会計補正予算（第2号）	〃
6	令和7年度 今治市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	〃
7	令和7年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
8	今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について	1
9	船舶交通特別会計への繰入額の変更について	7

今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

行政組織を改正しようとするもの。

今治市行政組織条例の一部を改正する条例

今治市行政組織条例（平成17年今治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「部」を「市長公室及び部」に改め、同条中「分掌させるため、」の次に「市長公室及び」を加える。

第2条総合政策部の分掌事務第3号から第5号までを削り、同分掌事務第6号中「観光」の次に「及び交流」を加え、同号を同分掌事務第3号とし、同分掌事務第7号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同条地域振興部の分掌事務中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を削り、第6号を第2号とし、同条市民環境部の分掌事務中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 住民生活の安全安心に関すること。

(3) 交通安全に関すること。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長公室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 秘書に関すること。

(2) 広報及び広聴に関すること。

(3) 情報化に関すること。

(4) 交通対策に関すること。

(5) 防災対策及び危機管理に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市行政組織条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(市長公室及び部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>市長公室及び</u>次の部を設ける。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>市長公室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(2) <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(3) <u>情報化に関すること。</u></p> <p>(4) <u>交通対策に関すること。</u></p> <p>(5) <u>防災対策及び危機管理に関すること。</u></p> <p>2 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) <u>観光及び交流に関すること。</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>地域振興部</p> <p>_____</p>	<p>(部_____の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、_____次の部を設ける。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(4) <u>情報化に関すること。</u></p> <p>(5) <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(6) <u>観光_____に関すること。</u></p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>地域振興部</p> <p>(1) <u>防災対策及び危機管理に関すること。</u></p>

(1) 地域振興に関すること。

(2) 移住定住に関すること。

市民環境部

(1) 略

(2) 住民生活の安全安心に関すること。

(3) 交通安全に関すること。

(4)～(10) 略

(2) 住民生活の安全安心に関すること。

(3) 交通安全に関すること。

(4) 地域振興に関すること。

(5) 交通対策に関すること。

(6) 移住定住に関すること。

市民環境部

(1) 略

(2)～(8) 略

船舶交通特別会計への繰入額の変更について

令和7年度今治市一般会計から船舶交通特別会計への繰入額を次のとおり変更する。

令和8年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

変更前の繰入額 85,824千円以内

(令和7年3月28日議決 議会第2回議案第51号)

変更後の繰入額 97,389千円以内

(追加額 11,565千円)

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。